



Rev.03 2025年10月16日 Rev.02 2024年8月8日 Rev.01 2024年6月12日 2024年6月10日

化学品のリサイクル率確認登録制度: QA集

制度全般

| 通し | 質問 | 回答 |
|------|----------------------|--------------------------|
| 番号 | | |
| Q-1 | 登録製品の原材料リサイクル率について登録 | 当該事案判明時には速やかに製品登録は取消。 |
| | 者の情報を正と見做すとのことだが、原材料 | 登録者の責任有無については個別に日化協で審 |
| | 供給元(購入先)の情報が虚偽または間違っ | 議のうえ決定。 |
| | ていたことが登録後に判明した場合、登録者 | |
| | はその責を問われるのか?(除名処分となる | |
| | のか) | |
| Q-2 | リサイクル率の算出例を示してほしい。 | 説明資料に例示し、計算シートを準備している。 |
| Q-3 | 会員登録と製品登録は同時申請出来るの | 制度会員として承認、登録された法人のみ本制度 |
| | か? | への製品登録が可能となるシステム。 |
| Q-4 | 今後 LCA も確認するようになるのか? | LCA の登録は制度会員の任意。 |
| | (製品登録の必須要件になるのか) | 但し、登録する場合、日化協はその信頼性を示す |
| | | 書類(計算書など)の確認を行う。 |
| Q-5 | 申請費用は必要か? | 申請費用は不要。 |
| | 制度会員登録/製品登録が認められなかっ | 会員登録費/年会費は会員登録後に支払い、製 |
| | た場合も支払う必要があるのか? | 品登録費も製品登録後に支払い。 |
| Q-6 | ISO で定められたリサイクル率か? | 日化協独自の指標。 |
| Q-7 | 工場内リサイクル原料はリサイクル率の計算 | (仕掛品の使用、オフ品の再利用のような)工場内リ |
| | に加味されるか? | サイクル材はリサイクル原料として想定していない。 |
| Q-8 | 事業報告はどういうことを報告するのか? | 登録製品について、リサイクル原材料、非リサイクル |
| | | 原材料の使用実績と確認登録された製品の製造 |
| | | (出荷)実績について報告。 |
| Q-9 | 事業報告内容は事業計画と異なる場合が | ケースバイケース。日化協で内容を確認したうえの |
| | あるが、定期検査の結果どのような判断がさ | 判断となる。 |
| | れるのか? | |
| Q-10 | 定期検査はどのような内容か? | 事業報告書をもって、登録内容の乖離や齟齬がな |
| | | いかを確認。 |

制度全般

| 通し | 質問 | 回答 |
|------|------------------------|----------------------------|
| 番号 | | |
| Q-11 | 企業にとって本制度に製品登録するメリットは | 日化協の制度にリサイクル品として登録されているこ |
| | 何か? | とで、その製品の信頼度がより上がり、相対のビジネ |
| | | スに於いて優位に活用してもらえるのではと考えてい |
| | | వ 。 |
| | | また、本制度への製品登録に際し日化協が製品の |
| | | リサイクル特性(原料組成や原料ソース etc.)の確 |
| | | 認を行うため、登録証には製品の素性をそれなりに |
| | | 担保する効力があると考えており、自社製品の詳細 |
| | | なリサイクル特性を開示せずともビジネスを進めること |
| | | ができるのではと期待している。 |
| Q-12 | 本制度は登録製品が増えることでサプライチ | Yes. |
| | ェーンの線が繋がり、結果としてトレーサビリテ | 会員各社だけでなく化学業界全体のメリットに寄与 |
| | ィの信頼性が上がるシステムになっているとの | できるのではと考えている。 |
| | 理解でよいか? | |
| Q-13 | 製品登録の際、開示する情報の種類・数に | トライアル運用期間は、会員への開示情報について |
| | ついて個社の希望は反映されるのか? | は大部分を申請者の任意とし、開示事項は最小 |
| | | 限にとどめた。 |
| Q-14 | 日化協は登録内容に責任を負わないことと、 | 本制度の大前提は性善説であり、会員から自己申 |
| | 制度に登録することでの製品の信頼性向上 | 告された内容(トレーサビリティ含め)は信頼性があ |
| | には矛盾がある。 | り、それを日化協の制度に登録することでより確度が |
| | | 高くなる、がスタートライン。 |
| | | 責任主体は申請者にあることから、日化協が責任 |
| | | を負わないことと製品の信頼性向上に関して矛盾が |
| | | 生じているとの認識はない。 |
| Q-15 | 実際のビジネスでは(登録製品如何に関わら | 一般論として、実際のビジネスに於いても(各社の秘 |
| | ず)、製品の詳細なトレーサビリティを開示せ | 密情報も含む)全てを開示することは少ないとの認 |
| | ざるを得ないのではないか? | 識。 |
| | | 本制度の登録情報にも他者へ開示不可、もしくは |
| | | 開示困難なものが含まれている。日化協に登録した |
| | | データがビジネス上の信頼を勝ち得るか否かの問題 |
| | | と認識している。(否の場合は、即ち本制度は機能 |
| | | しないということになる) |

制度全般

| 通し | 質問 | 回答 |
|------|------------------------|------------------------------|
| 番号 | | |
| Q-16 | 最終的な対象チェーンを全化学品にした理 | 国内の年間化学品生産量は 30MMt、内プラスチ |
| | 由はなにか? | ックは 10MMt 程度(1/3)に過ぎず、制度対象をプ |
| | (プラスチックチェーンに限定しない理由はなに | ラスチック製品に限定してしまうと、国内の今後のカ |
| | か?) | ーボンリサイクル、カーボンニュートラルの流れの後押 |
| | | し効果も限定的となることを懸念した。 |
| Q-17 | トレーサビリティを確保できる制度にすべきで | 本登録制度の大前提、基本思想に反する。 |
| | は? | |
| Q-18 | 既存の認証システムを本登録制度に取り込 | No. |
| | むことまで計画しているのか? | |
| Q-19 | 海外のエンドユーザーの要求に適合できなけ | Yes. |
| | れば、輸出用には使えないのではないか? | 国内のリサイクル製品の普及の一助となる制度とし |
| | | て考えている。 |
| Q-20 | 本制度が顧客要求を満足しているのか事前 | トライアル運用の結果から、本制度への市場からの |
| | に確認が必要なのではないか? | 期待値も把握できると考えている。 |

入会申請

| 通し 番号 | 質問 | 回答 |
|----------|-------------------------------|-----------------------------|
| Q-1 | 一企業としてではなく、事業部門毎に会員申 | "一法人、一会員"での運営を予定している。 |
| | 請しても良いか? | |
| | 例えば A 株式会社 PO 事業部、A 株式会 | |
| | 社FF事業部として各々別会員として会員申 | |
| | 請したい。 | |
| Q-2 | 会社以外は入会できないのか? | 運営規程の制度会員の資格を満たせば、法人の |
| | | 体に関わらず入会可能。 |
| Q-3 | 会社概要(代表者、資本金、株主 etc.)が | システム上トライアル運用期間は、制度会員による |
| | 変更となった場合、都度変更手続き必要 | 途中変更はできない。(事務局への変更依頼とな |
| | か? | る) |
| | その方法は? | 本格運用開始までにシステム更新する予定。 |
| Q-4 | 入力に際して不明な点やトラブルが発生した | ホームページのお問い合わせを活用、あるいは日化 |
| | 際は、どこにどのように連絡すればよいのか? | 協事務局にメール、電話をして欲しい。 |
| Q-5 | トライアル運用期間に日化協会員以外の法 | 2025年9月をもって制度を一般開放した。入会、 |
| | 人も入会し、製品登録することが可能か? | 製品登録に条件は無い。 |
| Q-6 | 責任者と製品登録担当者の違いは何か? | 責任者: 本登録制度に関する法人窓口で入会 |
| | | 申請者。制度会員の法人代表者。 |
| | | 製品登録担当者: 各法人での製品毎担当者と |
| | | して製品登録申請を行う各法人の製品毎担当 |
| | | 者。製品登録担当者として登録された方はその方 |
| | | のメールアドレスが ID となり、手続き毎に当該メール |
| | | アドレスにワンタイムパスワードが送付される。 |
| Q-7 | 制度会員の ID とパスワードは法人に対して | 法人に対しての ID 発行、アクセス権及びパスワード |
| | 付与されるのか? | の付与は行わない。 |
| | 付与された ID とパスワードで全社員がアクセ | 責任者と製品登録担当者のメールアドレスにのみに |
| | スできるのか? | アクセス権が付与される。 |
| Q-8 | コンサルティング会社や情報調査会社は入会 | 入会申請の都度、日化協で審査し決定。 |
| | 可能か? | |
| Q-9 | 当面リサイクル品の製造・販売の予定は無い | 入会申請の都度、日化協で審査し決定。 |
| | が(今後のリサイクル品の取り扱い検討 or | |
| | 情報収集のため)入会は可能か? | |
| Q-10 | 海外法人は入会できるか? | 国内事業者の自己申告に基づいた登録制度であ |
| | | り海外法人の入会は想定していない。 |

退会

| 通し | 質問 | 回答 |
|-----|-------------------|---------------------|
| 番号 | | |
| Q-1 | 退会した場合は? | トライアル運用期間中は退会不可。 |
| | | 本格運用開始までに退会申請機能を追加。 |
| Q-2 | 退会したときに費用の返却はあるのか | 規定書通り。 |
| | | 退会時、支払い済経費の返金はなし。 |

公開情報

| 通し | 質問 | 回答 |
|-----|----------------------|-----------------------|
| 番号 | | |
| Q-1 | 登録製品の分類番号の制度会員への公開 | トライアル運用期間の確認事項の一つとする。 |
| | について、抵抗がある事業者もあるのではな | |
| | いか? | |

製品登録申請

| 通し | 質問 | 回答 |
|------|------------------------|-----------------------------|
| 番号 | | |
| Q-1 | 製品名と銘柄名の区別がよくわからない。 | 製品登録フォームに例示した。 |
| Q-2 | (廃棄物再生品原料の)有機廃物名は申請 | 登録する製品名は、登録者の任意。 |
| | 者の勝手でつけてよいのか? | |
| Q-3 | 回収業者の情報((1)③ア)とはなにか? | 業者名、住所。 |
| | | 尚、容り法登録処理事業者もしくは産業廃棄物処 |
| | | 理業の認可を受けている場合は、それらの認可番 |
| | | 号を追記してもよい。 |
| Q-4 | (廃棄物再生品)使用廃棄物の使用量に入 | 細則 第5条(1)①エ。 |
| | 力数字は絶対量か、廃棄物再生品当たりの | 廃棄物再生品当たり使用廃棄物量(kg/kg)の値 |
| | 使用廃棄物量か? | を記載。 |
| Q-5 | "有機廃棄物の発生プロセス"(細則第 5 条 | 当該有機廃棄物の"由来"、"発生過程"を記載。 |
| | (1)③エ)とは何か?何を記入すればよいの | (記載例) |
| | か? | (PIの場合)フレコン製造プラントでのシート裁断時 |
| | | での切れ端 |
| | | (PC の場合)A 市 B ごみ処理場に収集された家 |
| | | 庭ごみ |
| Q-6 | 有害物質情報を把握していない場合は製品 | 現状の化学品ビジネスに於いて、有害情報が把握 |
| | 登録できないのか?((1)②ウ) | されていないモノ(SDS が未整備なモノ)が製品とし |
| | | て流通していないと理解。 |
| Q-7 | 製品の製造工程概要とは何を提出すればよ | ブロックフローダイアグラム。 |
| | いのか? | (全インプット(原材料)、アウトプット(製品、副生品) |
| | | が示されているフローダイアグラム) |
| Q-8 | 登録分類表での分類の仕方が分からない場 | ホームページのお問い合わせを活用、あるいは日化 |
| | 合は、何処に問い合わせるのか? | 協事務局にメール、電話をして欲しい。 |
| Q-9 | トライアル運用期間での登録製品の対象製 | 全化学品。 |
| | 品は何か? | |
| Q-10 | 本制度への登録製品でないリサイクル材を原 | 制度会員が。各規程や細則で規定されているリサイ |
| | 材料として使用している製品も登録申請でき | クル材であることを示すことができる情報を有する材 |
| | るか? | を原材料として使用した製品ならば、本登録制度 |
| | | への製品登録申請可能。 |
| Q-11 | 登録製品の有効期間は? | 登録申請後 1 年間 |
| Q-12 | LCA/CFP の登録は可能か? | LCA/CFP の登録は制度会員の任意。 |
| | | 但し、登録する場合、日化協はその信頼性を示す |
| | | 書類(計算書など)の確認を行う。 |

製品登録申請

| 通し 番号 | 質問 | 回答 |
|----------|---|--|
| Q-13 | マスバランス方式によるリサイクル率で登録可能か? | 登録可能。 |
| Q-14 | マスバランス方式適用のリサイクル材と、一般方式によるリサイクル材とを原材料とした製品の登録は可能か? | マスバランス適用リサイクル製品として、本制度への製品登録可能。 |
| Q-15 | 輸入したリサイクル材を原料とした製品の登録は可能か? | リサイクル材として第三者認証を得た輸入品を原材 料として使用している製品は、製品登録可能。 |
| Q-16 | 製品毎に登録費を支払うのか? 制度会員は会費を支払うのか? | Yes. 登録費・会費は本制度を自立運営するための原 資。 |
| Q-17 | 製品登録費のイメージは? 説明資料(~100 千円/件)通りか? | 自立運営を見据え、また、類似制度も参考とし、現時点での TF 検討では説明資料通りのイメージが妥当と判断している。 トライアル運用期間の結果(製品登録数、運営実務MH、会員の意見 etc.)をみて本格運用開始までに決定。 |
| Q-18 | マスバランス方式を適用したリサイクル率でも 登録は可能か? | Yes. |
| Q-19 | 申請画面オープンに当たっては、記入例も開示してほしい。 | 製品登録フォームに記載例を示した。 |
| Q-20 | 登録数量は計画値(予算値)でよいか? | 見込み値(計画値)での登録も可能。 |
| Q-21 | 登録量が計画値で、生産量が実績と大きく 乖離した場合、どのような対応となるのか。 | 一年後に提出してもらう事業報告書で、変更で生じた計画値と実績値との乖離の妥当性を確認する。計画量と実績量とに大きな乖離が生じた場合、制度としてどのような対応を行うかは今後の課題と認識している。 |
| Q-22 | 期中で販売数量が登録量より大きく上回る ことが判明した場合、その段階で再登録もしく は登録内容の修正が必要となるのか。 | トライアル運用期間は、変更不要。 今後の課題と認識。 なお、変更不要とはしたが、本制度はリサイクル原 材料の素性の健全性を自己申告の形で表明して もらう制度であるので(感覚的ではあるが)販売量の 増加が登録量(計画量)の桁を超えない(10 倍く) 程度であれば許容できると考えている。 |

製品登録申請

| 通し | 質問 | 回答 |
|------|----------------------------|---------------------------|
| 番号 | | |
| Q-23 | 分類表について。バルク製品であるポリエチレ | 本制度ではロットの大きさは登録因子になっていな |
| | ン(PE)やポリプロピレン(PP)を同じカテゴリーと | U₀ |
| | している意味は何か? | カテゴリー分類については登録申請者の判断に委ね |
| | 将来、バルク製品について個別ルールを設け | ている。 |
| | ることを想定しているならば、開始段階から考 | |
| | 慮したほうが良い。 | |
| Q-24 | 登録が開始されると、当初想定していなかっ | 反映する。 |
| | た原材料が出てくる可能性が高い。『その他』 | |
| | については予め備考欄とセットとなる申請イン | |
| | プット画面にすることを提案する。 | |
| Q-25 | 廃棄物再生品と製品の区分イメージを示し | 廃棄物再生品は、リサイクラーとして廃プラをペレット |
| | てほしい。 | 化する、あるいはソートをかけて有機廃棄物(プラス |
| | | チック、紙類、ゴム類、油類)のみ取り出すところま |
| | | で。 |
| | | 例えば、混錬ペレット樹脂を成型加工メーカーに販 |
| | | 売する場合、当該混錬ペレットは製品。 |
| | | それより下流は全て製品の扱い。 |

その他

| 通し | 質問 | 回答 |
|-----|-----------------------|-----------------------------|
| 番号 | | |
| Q-1 | 本登録制度では無機物(例えばガラス)のリサ | 無機リサイクル製品への展開の必要性は感じてお |
| | イクル品も対象にするのか? | り、将来(本格運用以降)の課題と認識している。 |
| Q-2 | "化学品のリサイクル原料率確認登録制度" | 本格運用開始までの課題の一つとする。 |
| | の名称の方が本制度を的確に表しており分 | |
| | かり易い。 | |
| | 現名称は化学品を作るための原料の中のリ | |
| | サイクル率を登録する制度と理解される可能 | |
| | 性あり。 | |
| Q-3 | 今後、他の業界(例えば自動車業界)との意 | 必要との認識でいるが、現時点で具体的な予定は |
| | 見交換は考えているのか? | ない。 |
| | | 関係官庁には本制度及び試行開始する旨説明 |
| | | 済。官庁からは、将来的に自動車業界の Tier 1 を |
| | | 抱き込んで本制度の運用を進めていければよいとの |
| | | 期待コメントもあり。 |
| Q-4 | 各社はお互いの動向をみての登録となるの | 点(登録製品数)が多いほど線となり(サプライチェー |
| | か? | ンが繋がり)、結果として制度ユーザーから信頼性を |
| | | 得ることができるシステム。 |
| | | まずは多くの製品を登録し、制度の悪さ加減を顕在 |
| | | 化させて頂きたい。これらを見直し是正することで制 |
| | | 度の完成度をあげ本格運用開始に繋げたいと考え |
| | | ている。 |
| | | それゆえ、トライアル運用期間中に発生する費用に |
| | | 対しては、日化協予算で対応する。 |